

令和7年 7月
福島県土木部

川も道路も、サクサクきれい！
簡単操作、初めてでも安心！

草刈り、機械に任せませんか？



申請書2次元コード

福島県では、河川堤防や道路法面の草刈り作業の効率化及び省力化を目的に、**除草機械を貸し出しております。**
機械を使い、除草を「楽に、簡単に、早く」してみましよう。

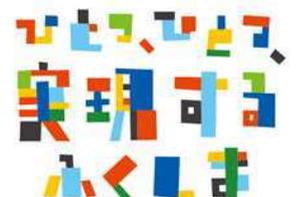
■ 貸出対象者

- ①清掃活動や美化活動に関して、福島県が定める制度により認められている団体
(道路河川愛護団体、道及び川サポート団体)
- ②維持管理に関して、福島県と契約している者
- ③県内各市町村

■ 使用場所：福島県が管理する公共土木施設等（道路・河川等）

■ 費用：無料

■ 詳しくは、最寄りの県内各建設事務所または各土木事務所へお気軽にお問合せください。



■ 機械

手押し型



ハンマーナイフモア
オーレック HR531
2台在庫
ハンマーナイフにより草を細
かく粉碎します。

■ 主な手続きの流れ

○利用者

- ①物品借受申請書
- ③引渡し
- ④除草作業の実施
- ⑤除草機械の返却

○県

- ②申請書の受理・許可
- ⑥除草機械の受理
(立会い・状態確認)

■ 問い合わせ先

福島県会津若松建設事務所 管理課

電話番号：0242-29-5408

メールアドレス：wakamatsu.ken.kanri@pref.fukushima.lg.jp

気軽にご相談
ください

